

2019年3月

## 「いのちのとりで裁判」のご支援をお願いいたします

いのちのとりで裁判全国アクション

いつもご支援いただき、本当にありがとうございます。

2013年から3年間かけて、最大1割の生活保護基準引き下げ（国費で670億円の削減）が行われました。私たち「いのちのとりで裁判全国アクション」は、この保護基準引き下げは違法・違憲であるという裁判を支援するために、2016年11月に結成された全国組織です。現在、29都道府県で1022人の原告が、全国で300人を超える弁護団とともに、裁判勝利のために奮闘しています。

### 統計の不正・・・「物価の偽装」が行われた！

国は、670億円もの保護基準の削減額のうち580億円が「デフレ調整」によるものだと説明しています。これは2008年から2011年にかけて「物価が4.78%下落」したとして、生活扶助基準を引き下げたものです。

しかし、この「物価の下落」は、自民党の選挙公約（保護費の1割削減）を実行するために、「生活扶助相当CPI（消費者物価指数）」という全く異例の計算方式を厚生労働省がつくりだしたものでした。つまり「物価の偽装」です。昨今、大騒ぎとなっている統計の不正が、ここにもあったのです。また手続き面でも、保護基準を検討する生活保護基準部会の検証を一切経ずになされており、厚生労働大臣の裁量を逸脱していました。

この件に関し、統計学の専門家も含む170人の研究者が「厚生労働省の『物価偽装』による生活保護基準引き下げの撤回等を求める研究者共同声明」を2月27日に発表しました。記者会見では、「統計学からはあり得ない。言語道断なことがやられた」と発表されました。

### いよいよ地裁での審理が佳境に

いのちのとりで裁判の弁護団では、各地の弁護士で手分けして争点ごとの検討をし、メーリングリスト等での情報交換を熱心に行っています。また定期的に弁護団会議も開催し、どのように訴訟を闘うか、論議を続けながら奮闘しています。

各地の裁判では、原告側からの道理ある弁論に対して、被告側がまともに反論できず、裁判所からたびたび「反論しないのか」、あるいは「反論になっていないがそれで良いのか」等と釈明を求められている状況です。

提訴から時間も経過し、各地での訴訟審理が進んでいます。その中で、来年3月にも全国で最初の判決が名古屋地裁で出される見込みとなりました。各地の弁護団は、名古屋地裁の弁護団に協力して、より良い判決を得るために力を合わせています。

このように、全国各地で原告や弁護団が奮闘していますが、まだまだ訴訟で勝利するためには大きな壁があります。裁判所が違憲判決を出すためには、世論の高まりが不可欠です。ぜひ、私たちの運動を引き続きご支援くださるとともに、さらに大きなご支援をお願いいたします。

## 今年も原告交流合宿を開催します

いのちのとりで裁判に加え、昨年10月から新たな保護基準引き下げが行われました。それについても、現在6000件を超える行政不服審査請求運動が取り組まれています。

各地の原告は、「生活保護バッシング」の中で、「黙っていたらいのちまで奪われる」「自分だけの問題ではない」と、さまざまな不安と障壁をのりこえながら裁判を闘っています。

その原告を励ます意味で、昨年初めて開催した原告交流合宿では、全国各地の原告や支援者が交流することができ、確信をもってたたかう決意がみなぎる熱い集会となりました。

今年は6月8日～9日に第2回の原告交流合宿を予定しております。

厳しい経済状況の中ではありますが、なにとぞ皆さんのお力をお貸しいただきたく、個人・団体を問わず、ご賛同いただき財政的なご支援をいただければ幸いです。よろしく願い申し上げます。

### ▶ 入会のご案内

当アクションにご賛同いただき、一緒に裁判を支えてください。

#### ■年会費

個人会員…… 1口 500円

団体会員…… 1口 1,000円（できるだけ多くの口数で願えば幸いです）

（年会費は4月1日から翌年3月31日を単位としております）

### ▶ 賛同金・カンパのお願い

会費と区別するため、お手数ですが「賛同金」と明示し、事務局までファクスか、メールで「団体名・氏名」を書いたものをご連絡いただくと大変ありがたいです。

#### ■ゆうちょ銀行をご利用の場合

- ・記号番号 14070-49720311
- ・口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

#### ■他の金融機関からのお振り込みの場合

- ・店名 408（ヨンゼロハチ）
- ・店番 408
- ・預金種目 普通預金
- ・口座番号 4972031

「いのちのとりで裁判全国アクション」事務局  
〒530-0047 大阪市北区天満 3-14-16 西天満パークビル3号館7階  
あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎  
電話 06-6363-3310 / ファクス 06-6363-3320  
メールアドレス inotori25@gmail.com